

福岡医発第1247号(地)

平成19年 10月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

国民健康保険被保険者証及び退職被保険者証の更新について(依頼)

今般、11月1日付けで医療証等の更新が実施される旨、飯塚市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新しい被保険者証(緑色)は、各世帯に郵送され、平成20年度4月からの医療制度改正により、保険証の記載事項が、下記のとおり変更されますので、保険請求の際は、ご注意くださいようお願い申し上げます。

記

(1) 後期高齢者医療制度受給対象者の方(75歳以上「一定以上の障害がある人は65歳以上」)

- ・ 昭和8年4月1日以前に生まれた方

有効期限 平成20年3月31日

(平成20年4月より後期高齢者医療制度の被保険者となります。)

- ・ 昭和8年4月2日以降に生まれた方

有効期限 誕生日の前日

(誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。)

(2) 退職者医療制度の受給対象年齢の変更

平成20年4月から対象年齢が65歳未満に変わり、65歳になると一般の国保加入者となります。

今回の更新では、退職者被保険者証が交付されておりますが、証の保険者番号の下に、退職医療の有効期限が並記されております。一般の保険証への差替えは行われません。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

19 飯保健発第 154 号-3

平成 19 年 10 月 4 日

福岡県医師会会長

福岡県歯科医師会会長 様

飯塚市長 齋 藤 守 史

国民健康保険被保険者証及び退職被保険者証の更新について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国民健康保険事業につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、飯塚市国民健康保険被保険者証の有効期限が 10 月 31 日をもって期限切れとなります。

本年も昨年と同様、新しい被保険者証（緑色）を各世帯に郵送しますが、平成 20 年 4 月からの医療制度の改正に伴い保険証の記載事項が一部異なります。

つきましては、各医療機関にはご迷惑をお掛けしますが、保険請求の際はご注意ください。別紙「お願い」を各会員の皆様に配布していただきますようお願いいたします。



お 願 い

飯塚市では11月から新しい国民健康保険証を交付しています。

平成20年4月からの医療制度の改正により、保険証の記載事項が一部異なりますので
保険請求の際はご注意くださいようお願いいたします。

(1) 後期高齢者医療制度受給対象者の方（75歳以上「一定以上の障害がある人は65歳以上」）

- ・ 昭和8年4月1日以前に生まれた方
有効期限 平成20年3月31日
(平成20年4月より後期高齢者医療制度の被保険者となります。)
- ・ 昭和8年4月2日以降に生まれた方
有効期限 誕生日の前日
(誕生日から後期高齢医療制度の被保険者となります。)

(2) 退職者医療制度の受給対象年齢が変わります。

平成20年4月から対象年齢が65歳未満に変わります。
65歳になると一般の国保加入者となります。
今回の更新では退職者被保険者証を交付していますが証の保険者番号の下に退職医療の有効期限を並記しています。一般の保険証への差替えは行いません。

退		国民健康保険退職被保険者証	
有効期限			
記号番号			
世帯主	住所		
	氏名		
	生 日 年 月		性 別
交付年月日			
保 険 者 の 名 称 及 び 印	6 7 4 0 0 6 9		
	(平成〇〇年〇〇月〇〇日まで「67400069」)		
	福岡県飯塚市新立岩5番5号		
	福岡県飯塚市		
TEL 0948-22-5500		保 険 金 の 割 合	3 割

退職の有効期限を過ぎましたら一般の国保で請求になります。